

野洲市障害者等移動支援事業ガイドライン



【平成 29 年 3 月策定】

【令和 7 年 2 月 7 日改定】

健康福祉部 障がい福祉課

TEL : 077-587-6087 FAX : 077-586-2176

※ガイドラインは今後の法令通知や社会情勢等により随時見直します。

目次

1. 移動支援事業の目的.....	4
2. 対象者.....	4
3. 移動支援の形態.....	5
4. 利用までの流れ（手順）.....	5
5. 費用単価及び利用者負担額.....	6
6. 身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断について.....	7
7. 支給量.....	7
8. 利用期間.....	7
9. 移動方法.....	7
10. 個別支援における複数のヘルパーによる支援.....	8
11. 移動支援事業の対象となるもの.....	8
12. 移動支援事業の対象とならないもの.....	9
13. 送迎目的での利用の例外.....	10
14. 費用単価の算定方法.....	11
15. 移動支援事業に関するQ&A.....	12
サービス全般について.....	12
Q1 1回のサービス利用時間に制限はありますか？.....	12
Q2 野洲市外・滋賀県外に行きたいのですが、移動支援を利用することはできますか？.....	12
Q3 1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか？.....	12
通学・通所等について.....	13
Q4 通学・通所・通勤の送迎に利用は可能ですか？.....	13
Q5 通学・通勤において、訓練目的での移動支援の利用は可能ですか？.....	13
Q6 通学・通所・通園・学童保育への送迎以外で、通年かつ長期にわたる外出に該当するものはありますか？.....	13
送迎等について.....	13
Q7 グループホーム等に入所している間も移動支援の利用は可能ですか？.....	13
Q8 施設入所中や入院中に、許可を受けて一時的に帰宅する場合、施設や病院と自宅との往復に移動支援は利用可能ですか？.....	13
Q9 放課後等デイサービスや日中一時支援事業所と学校・自宅間の送迎に利用できますか？....	14
行事参加等について.....	14
Q10 学校行事（遠足、社会見学等）で外出する際に移動支援を利用することは可能ですか？..	14
Q11 事業所が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか？.....	14
Q12 PTA主催の行事、運動場・プール開放などの付き添いは可能ですか？.....	14
ヘルパーの支援方法等について.....	14
Q13 移動支援のために障がい者（児）の自宅を訪問するまでの移動時間は活動時間に含まれるのですか？.....	14

- Q14 移動支援中に発生したヘルパーの交通費(電車やバス等の運賃等)は誰が負担しますか? .. 14
- Q15 移動支援中のヘルパーの食事の費用は誰が負担するのですか? 14
- Q16 外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合は、移動支援の算定は可能ですか? . 15
- Q17 ヘルパーが利用者を乗せて自ら車両を運転して目的地まで移動する場合、運転中の移動支援の算定は可能ですか? 15
- Q18 目的地のみの移動支援の利用は可能ですか? 15
- Q19 保護者が自宅以外の場所でヘルパーと待ち合わせて利用者をヘルパーにお願いし、移動支援を利用することは可能ですか? 15
- Q20 プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか? 15
- Q21 自宅を出発した後、突然、利用者の都合により外出を取りやめ、目的地に行かずに帰宅した場合に、移動支援の算定はできますか? 15
- グループ支援について 16
- Q22 出発地が異なる場合でも、グループ支援の利用はできますか? 16
- Q23 待ち合わせ場所までは個別支援、待ち合わせ場所からはグループ支援によるサービス提供は可能ですか? 16
- Q24 グループ支援で一方の利用者がキャンセルした場合、事業者の報酬はどうなりますか? . 16

1. 移動支援事業の目的

- 単独では屋外での移動に困難がある障がい者（児）が、「社会生活上必要な外出」及び「余暇活動や社会参加のための外出」をする際に、ヘルパー等を派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの支援を行う事業です。
- サービスの提供範囲は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限りです。
- 原則として、自宅（起点）から自宅（終点）に帰るまでの間の全ての過程が移動支援の対象となります（自宅 — 外出先間の送迎を目的とした利用は対象としません）。ただし、グループホーム入所については在宅とみなします。

2. 対象者

- 市内に居住又は住所地特例地が市内である下表のいずれかに該当する障がい者（児）で、屋外での移動に著しい制限のある方が対象です。
- 重度訪問介護又は行動援護の対象者は、これらの自立支援給付を優先します。ただし、グループ支援のグループの一部構成員としては利用できません。

区 分	対 象 者
視覚障がい	屋外での移動に著しい制限がある視覚障がい者（児）
全身性障がい	① 両上肢又は両下肢に障がいがあり、身体障害者手帳の等級が1級の者（児） ② 上肢及び下肢又は体幹機能に障がいがあり、身体障害者手帳の等級が3級以上の者（児）
知的障がい	屋外での移動に著しい制限がある知的障がい者（児） ※療育手帳所持者
精神障がい	屋外での移動に著しい制限がある精神障がい者（児） ※精神障害者保健福祉手帳所持者

- 低年齢の方の利用について、障がいの有無にかかわらず、外出内容がその年齢での単独の行動としては想定し難い場合や、年齢による入場制限がある施設（プール、映画館等）において単独での利用が可能な年齢に達していない場合は、移動支援の対象となりません。
- 低年齢の方が家族等と一緒に外出する場合において、本人の障がいにより家族のみでは介助が行えない場合の支援などについては、利用前に必ず市の窓口でご相談ください。

3. 移動支援の形態

1. 個別支援

1名の障がい者（児）に対し、原則1名のヘルパーにより移動支援が提供されるもの。

2. グループ支援

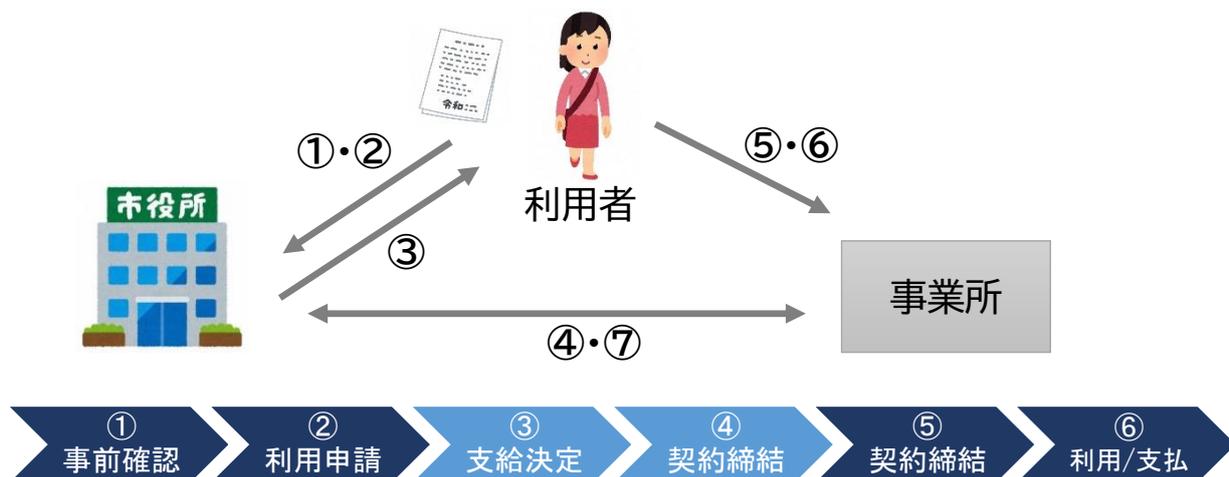
複数の障がい者（児）に対しその数を下回る数のヘルパーにより移動支援が提供されるものであって、利用者の数をヘルパーの数で除して得た数が3以下のもの。

注）グループ支援により移動支援を提供する場合、サービス提供事業所は事前に「グループ支援計画」を作成し、当該移動支援を受ける予定の障がい者（児）全員の同意を得なければなりません。

注）グループ支援の利用対象者は、中学生以上の障がい者（児）です。

注）グループ支援においては、1. 5時間未満の利用は認められません。

4. 利用までの流れ（手順）



	誰が	誰に	何をするか
①	利用者や家族等が	—	対象者であるか確認します
		市役所に	必要に応じて移動支援を利用したい旨を相談します
②	利用者や家族等が	市役所に	利用申請書・利用計画書を提出します <small>(様式は窓口・HPにあります)</small>
③	市役所が	利用申請者に	申請内容を審査し、利用決定(却下)通知書を郵送します
④	事業所が	市役所と	移動支援事業の契約を行います
⑤	利用者が	事業所に	利用決定通知書を提示の上、利用を申し込みます ※利用方法等は事業所で異なりますので確認ください
⑥	利用者が	事業所の	移動支援を利用時に利用料(自己負担分)を支払います
⑦	事業所が	市役所に	利用者負担分を除く利用料を請求します

5. 費用単価及び利用者負担額

- サービス費用単価及び利用者負担額は、形態やサービス利用時間に応じて、費用単価及び利用者負担額を適用します。
- 利用者負担額は利用金額の原則一割です。ただし、住民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料です。
- 車両による移送の運転時間は、ヘルパーが1人の場合は、当該サービスの利用時間に対する算定の対象から除外しますが、ヘルパーが2人以上の場合は、算定の対象となります。

1. 個別支援

対象者	利用時間	費用単価	利用者負担額
身体介護を伴わない場合	0.5 時間未満	1, 050円	105円
	0.5 時間以上 1.0 時間未満	1, 970円	197円
	1.0 時間以上 1.5 時間未満	2, 760円	276円
	以後 0.5 時間毎	700円加算	70円加算
身体介護を伴う場合	0.5 時間未満	2, 300円	230円
	0.5 時間以上 1.0 時間未満	4, 000円	400円
	1.0 時間以上 1.5 時間未満	5, 800円	580円
	以後 0.5 時間毎	800円加算	80円加算

2. グループ支援

対象者	利用時間	費用単価	利用者負担額
身体介護を伴わない場合	1.5 時間以上 2.0 時間未満	2, 510円	251円
	2.0 時間以上 2.5 時間未満	3, 030円	303円
	2.5 時間以上 3.0 時間未満	3, 530円	353円
	3.0 時間以上 3.5 時間未満	4, 030円	403円
	3.5 時間以上 4.0 時間未満	4, 600円	460円
	以後 0.5 時間毎	550円加算	55円加算
身体介護を伴う場合	1.5 時間以上 2.0 時間未満	4, 000円	400円
	2.0 時間以上 2.5 時間未満	4, 700円	470円
	2.5 時間以上 3.0 時間未満	5, 400円	540円
	3.0 時間以上 3.5 時間未満	6, 100円	610円
	3.5 時間以上 4.0 時間未満	6, 800円	680円
	以後 0.5 時間毎	600円加算	60円加算

注) 形態を問わず利用時間の算定方法は障害福祉サービス(居宅介護)の報酬算定方法に準じます。

【例】個別支援において身体介護を伴う利用者を1時間支援した場合、費用単価は4,000円となります。

6. 身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断について

- 利用申請時に提出していただく、「野洲市移動支援事業に係る身体介護に関する調査票」により判断していますが、サービス内容に違いはありません。
- 利用者の危険回避、支援者の負担、第3者への影響等を考慮し、手厚い介助が必要だと判断した場合は、「身体介護を伴う場合」とであると判断します。
- 調査票の記入内容のみでは判断できない場合、必要に応じて認定調査資料を確認するとともに、支援者に聞き取りを行います。

7. 支給量

- 支給量の上限は、1箇月当たり30時間までとします。
- 支給量の決定にあたっては、利用計画等を参考に利用申請書の内容を審査し、支給量の上限の範囲内で決定します。
- 冠婚葬祭等で一時的に上限支給量の範囲内で決定された支給量を計画的に利用したとしても不足が生じる場合であって、特に必要と認められるときは、期間を限定し、上記の上限支給量の2倍の範囲内で支給量を追加することができますので、利用前に必ず市の窓口でご相談ください。

8. 利用期間

支給決定の期間(利用期間)は、利用決定日から、次の6月末までとなります。

そのため、翌年度も継続して利用いただく場合は毎年6月に更新の申請をしていただく必要があります。

9. 移動方法

原則徒歩又は公共交通機関（バス、電車、タクシー）等を利用していただきますが、車両による移動も可能です。

注) 車両による移送により移動支援を提供する場合、サービス提供事業所は「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」(令和6年3月1日国自旅第359号各地方運輸局自動車交通部長・沖縄総合事務局運輸部長宛国土交通省物流・自動車局旅客課長通知)に基づき実施してください。

10. 個別支援における複数のヘルパーによる支援

- 原則個別支援における移動支援は障がい者（児）とヘルパーが一对一で行うものですが、障がい者（児）の身体状況や行動障害等を勘案し、1人のヘルパーで支援することが困難で複数のヘルパーによる支援が必要な場合、利用前に必ず市の窓口でご相談ください。
- 複数のヘルパーによる支援は、事前に利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合に限ります。
 - (1) 障がい者（児）の身体的理由により1人のヘルパーでの支援が困難と認められる場合
 - (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - (3) その他障がい者（児）の状況等から判断し、(1)(2)に準ずると認められる場合

11. 移動支援事業の対象となるもの

1. 社会生活上必要不可欠な外出

①公的な機関における諸手続き

【例】公的な手続き、代筆、金銭の受け取り等の外出

②現在の生活において、緊急性を必要とするもの

【例】医療機関及びこれに準ずるものへの通院。ただし、定期的な通院計画を持たないもの。定期的な通院計画がある場合は、居宅介護（通院等介助）の対象です。

③今後の生活において必要な手続き（ただし、目標達成後の継続性のないもの）

【例】施設の見学や利用手続き等

2. 余暇活動等社会参加のための外出

①自己啓発や教養を高めるための外出（ただし、1回限り等の終了見込みが明確なもの）

【例】美術館、博物館、図書館、文化センター、市民センター、公民館等への外出等、趣味であると一般的に解釈できるものを含め、自身の教養を高め、見聞を広げることを目的とした外出。

②健康増進を図るための外出

【例】トレーニングジムや体育館、プール等、施設や設備器具等を利用して運動をすることで健康の増進を図るなど、体を動かすことを目的とした外出。ただし、スポーツスクール等に参加し、決められた予定に従い定期的にスクール等に通う場合は対象外です。

③地域生活に欠かせないと判断できる外出

【例】地域の自治会、PTA等の行事への参加

④生活の質を向上させるための外出

【例】映画鑑賞、コンサート、外食、個人の趣味等による買い物（衣類、雑貨、本、CD等）、各種団体の行事や会合への外出。ただし、日常の食材や生活必需品等を購入するための買い物については、居宅介護（家事援助）の対象です。

⑤社会生活一般で考えられる付き合いのための外出

【例】冠婚葬祭への出席、見舞い

12. 移動支援事業の対象とならないもの

1. 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

①移動先にて収入を得ることを目的とする外出

【例】会社通勤、訪問販売等のセールス活動、講演会において講師を務める等

2. 通年又は長期にわたる外出

①学校等への通学

【例】大学、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育所、こども園、各種特別支援学校、学童保育、専門学校、職業訓練校への通学

②施設への通所

【例】障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、日中一時支援事業所、児童養護施設、障害児施設、短期入所先への通所

③週単位、月単位で予め利用日が定められた定期的な利用を行うもので、終了見込みが明確でない、又は期間が長期にわたるもの

【例】学習塾やスイミングスクール

注) 上記に掲げる学校等・施設・その他への外出、又は学校等・施設・その他の終了後に自宅への送迎が目的となる場合については、途中に移動支援の対象となる場所（例えばプールや図書館等）への寄り道を加えたとしても、移動支援の対象となりません。

④傷病等による定期的な通院及びリハビリ

【例】 次回の診察日が明確なものであり、容易に計画が立てられるもの

3. 送迎を目的とした利用

移動支援事業は送迎のための事業ではありません。

4. 保護者等の休息（レスパイト）を目的とした、「預かり行為」と考えられる利用

移動支援は利用者の自発的な意思による外出を支援するものです。預かりを目的としたサービスは日中一時支援をご利用ください。

5. ヘルパーと話す・遊ぶことを目的とした利用

移動支援はヘルパーを相手に話したり遊んだりすることは本来の目的ではありません。

6. 社会通念上、公的制度を適用することが適当でない外出

①宗教活動

【例】 布教活動や勧誘活動。ただし、あくまで個人の信仰による参拝で、世間一般に行事として共通の認識の下に行われているものについては、移動支援の対象とします。（初詣、法事等の宗教行事等）

②政治活動

【例】 選挙運動（特定の政党の応援など）等

③公序良俗に反することを目的とする場所

7. 事業所が企画するイベントへの外出

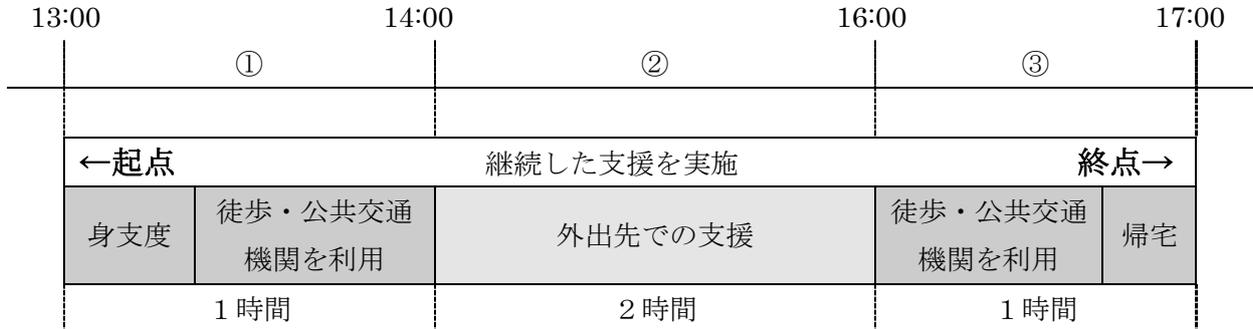
移動支援のサービス提供事業所が自ら企画する集会等のイベントへの移動支援利用は、営利誘導であると疑われかねません。

13. 送迎目的での利用の例外

- 支援者の怪我や急病等により、支援者による障がい者（児）の送迎が困難な場合であって、特に必要と認められるときは、期間を限定し、利用できますので、利用前に必ず市の窓口でご相談ください。
- 通学バス、福祉有償運送サービス、施設の送迎サービス、その他一般のサービスが活用できる場合は、それらのサービスを優先させるものとします。

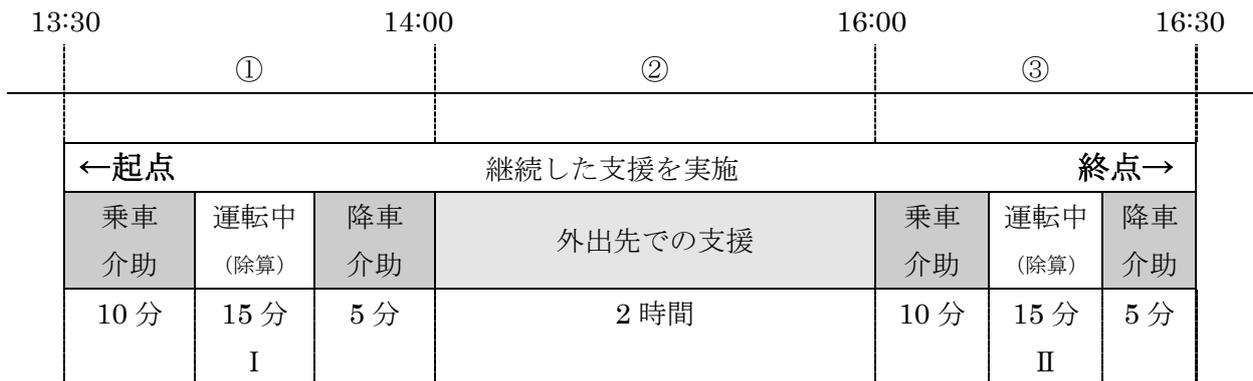
14. 費用単価の算定方法

1. 公共交通機関を使って移動支援を行う場合の例



- 身支度から帰宅までの外出に伴う一連の支援について、移動支援の算定対象となります。
- 4時間の移動支援として算定してください。＜①+②+③=4h＞

2. ヘルパー自らが運転する車両を使って移動支援を行う場合の例



- 車両を運転中の時間(上図 I + II = 0.5h) を除算時間とし、一連の支援が移動支援の算定対象となります。
- 2.5時間の移動支援として算定してください。＜①+②+③- (I + II) = 2.5h＞
- ヘルパーが2人いる場合、車両内で支援に従事しているヘルパーは1. の算定方法を適用します。

3. 送迎目的での利用の場合の例



- 運転中の20分を除算時間とし、実質支援した10分(30分未満)で算定してください。

4. 支援が中断される場合の例



- 支援を中断した場合(概ね2時間以上)、同日・同事業所であっても、それぞれに算定してください。
- ①の支援を2時間と算定、③の支援を3時間と算定してください。

15. 移動支援事業に関するQ&A

サービス全般について

Q1 1回のサービス利用時間に制限はありますか？

1日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービス利用時間に制限はありません。支給量の上限を超えないように、利用管理票を確認の上ご利用ください。

Q2 野洲市外・滋賀県外に行きたいのですが、移動支援を利用することはできますか？

1日の範囲内で用務を終えるものであれば、市外・県外に行く場合も移動支援の利用可能です。ただし、事業所によっては営業エリアを定めている場合がありますので、各事業所にお問い合わせください。

Q3 1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか？

制度上、複数の目的地に行くことに対する制限はありません。ただし、事業所によっては制限がある場合がありますので事前にご確認ください。

なお、一連の外出の中で、1箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定対象となりませんのでご注意ください。

Q4 通学・通所・通勤の送迎に利用は可能ですか？

利用できません。ただし、保護者等が病気等により一時的に送迎できない場合は、必要に応じて利用可能ですので、利用前に必ず市の窓口でご相談ください。（10 ページ参照）

Q5 通学・通勤において、訓練目的での移動支援の利用は可能ですか？

通学・通勤にかかるものは原則対象外です。ただし、将来の自立を目的とした内容のものは訓練として、期間を区切って利用可能です。利用にあたっては、利用によって自立が見込まれるかどうかを考慮し、協議・審査させていただきます。

Q6 通学・通所・通園・学童保育への送迎以外で、通年かつ長期にわたる外出に該当するものはありますか？

例えば、上記以外では、習い事、塾などが想定されます。通年かつ長期にわたる外出とは、年間を通し、継続して必要となるような外出を想定しています。

したがって、利用者の主体的な活動として同一曜日に行っている外出（映画鑑賞やサークル活動など）を制限するものではありません。（9 ページ参照）

Q7 グループホーム等に入所している間も移動支援の利用は可能ですか？

グループホーム等に入所している間も移動支援の利用は可能です。その際はグループホームを自宅に相当するものとして考えます。

ただし、短期入所を利用している間の移動支援は認められません。

Q8 施設入所中や入院中に、許可を受けて一時的に帰宅する場合、施設や病院と自宅との往復に移動支援は利用可能ですか？

施設入所中、入退院や一時帰宅の際の病院と自宅の往復には利用できません。

ただし、一時帰宅している際に自宅を起点・終点とする利用は可能です。

Q9 放課後等デイサービスや日中一時支援事業所と学校・自宅間の送迎に利用できますか？

利用できません。ただし、保護者等が病気等により一時的に送迎できない場合は、必要に応じて利用可能ですので、利用前に必ず市の窓口でご相談ください。(10 ページ参照)

行事参加等について

Q10 学校行事(遠足、社会見学等)で外出する際に移動支援を利用することは可能ですか？

学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象外となります。

Q11 事業所が主催(発案・企画)した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか？

利用できません。(10 ページ参照)

Q12 PTA 主催の行事、運動場・プール開放などの付き添いは可能ですか？

学校が行う行事とは別のものと考えられるため、社会参加の一環として利用可能です。

ヘルパーの支援方法等について

Q13 移動支援のために障がい者(児)の自宅を訪問するまでの移動時間は活動時間に含まれるのですか？

含まれません。利用者の支援(身支度や乗車介助など)が始まった時点からが活動時間となります。

Q14 移動支援中に発生したヘルパーの交通費(電車やバス等の運賃等)は誰が負担しますか？

利用者負担となります。

Q15 移動支援中のヘルパーの食事の費用は誰が負担するのですか？

原則、ヘルパー負担となります。ただし、食事に同席し一緒に食べることを利用者が希望した場合は、利用者負担となります。

Q16 外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合は、移動支援の算定は可能ですか？

利用者の心身の状況等により、食事中も常時見守り等が必要な場合は算定対象とします。

Q17 ヘルパーが利用者に乗せて自ら車両を運転して目的地まで移動する場合、運転中の移動支援の算定は可能ですか？

ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。(11 ページ参照)

Q18 目的地のみの移動支援の利用は可能ですか？

家族等が目的地まで送迎する場合に、事業者としては目的地のみでの支援を行うこととなりますが、目的地が移動支援の対象となる場所であれば、目的地のみの支援であっても、移動支援の利用は可能です。

ただし、いわゆる「預かり行為」と考えられる場合は、利用対象外となります。

Q19 保護者が自宅以外の場所でヘルパーと待ち合わせて利用者をヘルパーにお願いし、移動支援を利用することは可能ですか？

可能です。移動支援の起点は原則自宅ですが、待ち合わせ場所まで保護者が同行してヘルパーにお願いする場合は認められます。

Q20 プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか？

移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。したがって、プール内であっても、移動支援の対象となる支援を行った場合は算定の対象となります。

ただし、『水泳の指導』や『一緒に遊ぶ』といった行為については、移動支援の対象とすることはできません。

Q21 自宅を出発した後、突然、利用者の都合により外出を取りやめ、目的地に行かずに帰宅した場合に、移動支援の算定はできますか？

突発的な体調不良等、利用者の都合により移動支援を中断し、帰宅した場合については支援に関わった時間が算定の対象となります。

Q22 出発地が異なる場合でも、グループ支援の利用はできますか？

それぞれの利用者が出発地が異なっても、グループ支援の利用は可能です。その場合の算定時間は、各自の利用にあわせて時間算定してください。

Q23 待ち合わせ場所までは個別支援、待ち合わせ場所からはグループ支援によるサービス提供は可能ですか？

一対一の場面がある場合も、一連の外出全てにおいて、グループ支援として算定してください。

Q24 グループ支援で一方の利用者がキャンセルした場合、事業者の報酬はどうなりますか？

グループ支援は、一方の利用者の外出準備に予定より時間を必要としたり、急なキャンセルなどもありえることから、トラブルが発生しないよう、予め利用者に説明しておく必要があります。

グループ支援において、一方の利用者のキャンセルにより、結果として一対一の支援を行った場合は、利用者の同意を得た上で、個別支援の報酬を算定することが可能です。